

令和5年(2023年) 6月

総務委員協議会資料

総務部契約課

案 件

・ 委託業務における不適正行為の再発防止に向けた取り組みについて

1. 政策等の背景・目的及び効果

新型コロナウイルスワクチン接種業務委託の履行において不適正行為が生じたこと、また、包括外部監査において委託業務の執行について改善すべき事項が摘示されたことを受け、現在、委託業務の質を確保するための更なる取り組みを進めているところです。

つきましては、委託業務における不適正行為の再発防止に向けた取り組みの状況について、報告するものです。

2. 内容

(1) 入札参加資格要件の見直し

制限付き一般競争入札は、より履行能力があると見込まれる者による入札となるよう、参加資格を制限して行う入札です。これまで、同種の業務の受注実績に着目した要件の基準を設けていましたが、これに加え、入札締切日が属する年度又はその前年度に履行期間の末日がある契約の履行に著しい不良がないことを、新たに、要件の基準として設けました。

これにより、本市で受注した契約の履行に著しい不良があった場合、履行期間が満了した日の属する年度及びその翌年度（最大2年間）において、制限付き一般競争入札の案件に参加できないことを基準とするよう見直しました。

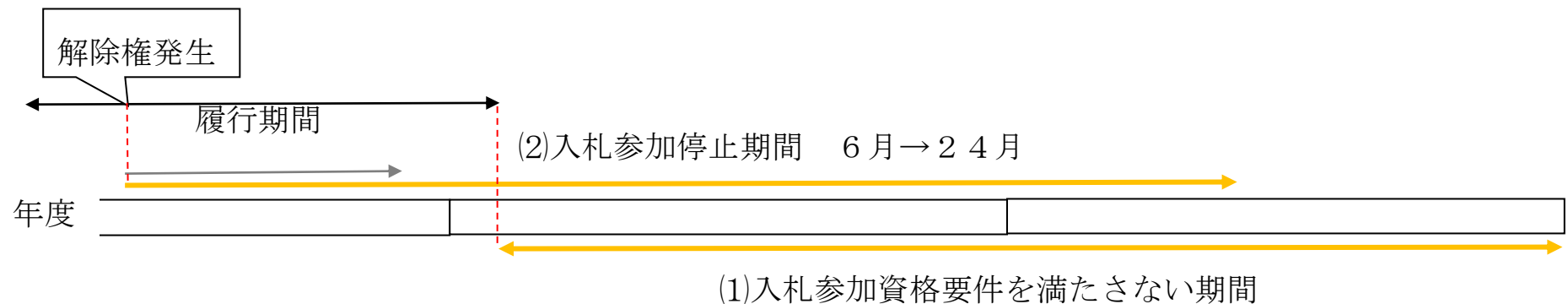
(2) 入札参加停止事由及び期間の見直し

受注者の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、24月の入札参加停止措置をすることとしています。しかし、業務への影響が大きい等の理由により、やむを得ず契約を解除しないことがあります。そこで、解除しなくても24月の入札参加停止措置をすることとする等の見直しを予定しています。

<参考> 契約を解除できる程度の粗雑な履行があった場合でも、やむを得ず解除しないとき

見直し予定	現行
24月の入札参加停止	6月の入札参加停止

<参考>(1)と(2)の関係



(3) 違約金条項の見直し

受注者の責に帰すべき事由により業務が完了する前に契約を解除したときは、受注者は、実際の損害額にかかわらず、契約金額に一定の定率を乗じて得た額の違約金の支払をしなければならないこととしています。しかし、業務への影響が大きい等の理由により、やむを得ず契約を解除しないことがあります。そこで、解除しなくても同額の違約金の支払をしなければならないこととする等の見直しを予定しています。

<参考> 契約を解除できる程度の粗雑な履行があった場合でも、やむを得ず解除しないとき

見直し予定		現行
(1) 工事及び設計、測量、地質調査委託	契約金額×10%の違約金	違約金なし
(2) (1)以外の業務	契約金額×5%の違約金	(実際の損害額に応じた 損害賠償)
(実際の損害額がこれを超える場合は、超過分につき損害賠償)		

3. 実施時期

2 (1) については、令和5年4月に発注する案件から実施しています。

2 (2) 及び (3) については、令和5年7月1日から実施する予定です。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり
計画推進 3 持続可能な行財政運営を進めます

5. 関係法令・条例等

地方自治法施行令 枚方市契約規則 枚方市契約規程

6. 今後の予定

事業者に対する措置の強化のほか、契約の監督及び検査の水準向上にも取り組んでいきます。